



(挿絵: 平田美紗子作)

「親林の集い」に出展しました!

10月21日に、林木育種センター(茨城県日立市)において、「第22回親林の集い」が開催されました。この催しは、森林総合研究所 林木育種センターの研究内容や業務内容などを紹介するとともに、樹木・木の実などの森の恵みとのふれあいを通じて、地域住民の方たちとの交流を図るために毎年開催している行事です。

今年は「森と木に親しみ学ぼう!」をテーマに開催され、当日はあいにくの雨模様で肌寒い天気となりましたが、地元をはじめ、多くの方々にご来場いただきました(来場者約780名)。リース作りや、苗木のプレゼント、地元の中学生によるブラズバンドの演奏会等も行われました。

森林保険センターのブースでは、水害、雪害など、保険金のお支払い対象となる8つの災害を杭に標示して、的に見立てた輪投げや、様々な木の葉を使った葉書づくり体験を実施しました。



▲▼温室の中に設置されたブースで輪投げや葉書づくりを楽しむ子どもたち

葉書作りでは、ハロウィンが近いこともあり、葉っぱでカボチャの形を作ったり、メッセージを書き込んだり、家族連れや地元の中学生など多くの皆さんに楽しんでいただきました。



今後も地域との交流によるPR活動を通じて、森林保険への理解を広げていきたいと考えています。

ダイバーシティ推進の取組について

「イクメンを学ぶ」

ダイバーシティ研修を行いました。

「ダイバーシティ」とは、直訳すると「多様性」という意味になります。これは、性別、価値観、ライフスタイル等の違いを共有し、働きやすい環境づくりを進めて行こうという取組です。森林研究・整備機構においても、この「ダイバーシティ」推進の取組を進めるなかで、職員の意識の向上等に取り組んでいるところであり、森林保険センターでは、この取組の一環として、毎年職員を対象に「ダイバーシティ研修」を行っています。

今年度の研修では、講師として、NPO法人イクメンクラブ等子育て団体で活動し、自身も育児休業を取得した経験のある森林総合研究所の佐野由輝氏を講師として、「父親(夫)であることを楽しもう～パパの家事・育児参加で笑顔いっぱい社会に～」と題した講演を行いました。



▲講師の佐野氏

仕事と両立しながらの子育てについて、ご両親などの支援を受けながら計画的に育児休業を取得したこと、育児休業を取得して、楽しく家事や育児に関わることにより、子どもはもちろん、夫婦の関係も深まり、家族も職場も社会も笑顔であふれるようになるということなど、自身の体験を織り交ぜたお話を聴かせていただきました。「大変」を「楽しい」に変える意識、親として子どもと一緒に過ごせる時間の大切さを改めて感じるとともに、「イクメン」という言葉の意味を考えるよい機会となりました。



森林保険Q&A



しつもん

森林保険の保険料は、損害保険料の控除の対象になりますか?

森林保険の保険料は、所得税法でいう損害保険料控除の対象となる保険料の範囲に含まれていません。しかしながら、山林所得の必要経費として認められている管理費(所得税法第37条)に算入することができますので、管理費に含めれば実質的に控除されることとなります。